

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 月 9 日付けの通知書で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

共益費も家賃と同様、住宅に住み続けるために必要な費用又はそれに付随する必要経費であるから、生活扶助に分類されるものではなく、住宅扶助に分類される。したがって、共益費は、住宅扶助として支給すべきである。

また、共益費が仮に生活扶助に該当するとしても、既に給付されている保護費は、そのときの最低限の生活を維持するための限界の保護費であるから、新たに費用の支出を求められる共益費は、「新たに発生した支給すべき費用」であるから、プラスして給付すべきである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規

定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年9月24日	諮問
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

法14条の「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」253頁参照）。

また、法における住宅扶助（法11条1項3号及び14条）については、法8条に基づいて設けられている厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3「住宅扶助基準」において基準額として「家賃、間代、地代等の額（月額）」及び「補修費等住宅維持費の額（年額）」が定められている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長

通知。以下「課長通知」という。)第7の問34では、家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合には、電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとしている。

- (2) 被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費について定めを置いているものとして、厚生労働省令である法施行規則23条の2があり、その規定中においては、法施行令3条の表の「法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるもの」を「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費」としている。

ところで、法11条1項は、保護の種類として生活扶助(1号)と住宅扶助(3号)とをそれぞれ別に規定している。そして、そのうちの生活扶助に係る規定である法31条3項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品の交付を世帯主又はこれに準じる者若しくは被保護者個々に対して行うことについて定めるものであるところ、この保護金品支給が世帯主交付である原則の特例として、法37条の2は、当該保護金品を、被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものについては、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができると定めており、この規定を受けて法施行令3条が定めるところでは、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者」に「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができる。この「厚生労働省令で定めるもの」を規定するのが上記の法施行規則23条の2であることから、法、政令、省令の定めによって、共益費は生活扶助の対象であつて住宅扶助の範囲外であることが明確にされているものである。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4

月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 7 によれば、最低生活費は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づく」ことを原則としつつ、そのほかに、「健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定する」こととされている。

そして、第 7・1 として「経常的最低生活費」は、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」、同・2 として「臨時的最低生活費（一時扶助費）」は、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とされ、特別の需要としては、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が掲げられている。

また、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第 7・1・(1) によれば、最低生活費のうち一般生活費について、「基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすものであり、個人単位の費用である第 1 類の経費と世帯単位の費用である第 2 類の経費とによって構成され、・・・第 1 類は、飲食物費や被服費のように個人単位の算定できる生計費を表示したものであり、第 2 類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費を表示したものである。」とされている。

- (4) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

## 2 本件処分について

これを本件についてみると、本件申請においては、請求人が賃借している住居の令和元年11月分の共益費として、2,300円を申請していることが認められる。

しかし、上記1・(1)記載のとおり、法は、住宅扶助の範囲を「住居」と定め、「住居」については、衣食住の住について直接必要なもので、金銭給付するものとしては家賃のみと解されており、保護基準及び課長通知によっても、家賃に電灯料又は水道料が含まれている場合にはこれに相当する額を除く旨が定められていることから、法における住宅扶助として支給されるのは、家賃のみとなる。

そして、共益費について、住宅扶助ではなく、生活扶助として被保護者に交付される金品であるとしていることは、上記1・(2)において述べたところからしても、明らかである。

さらに、生活扶助については、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として「経常的最低生活費」が認定されており、それ以外の「臨時的最低生活費」は、特別の需要のある者について、緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることからすれば(1・(3))、共益費については、生活扶助の経常的最低生活費で賄うべきものであることは明らかである。

そうすると、このことを理由に本件申請を却下した本件処分は、法令等に則り適法になされたものというべきであって、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、上記2に述べたとおり、本件処分は法令等の定めに基づいて適法になされたものであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美